届 出 の し お り

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

有害使用済機器　編

令和３年４月

大阪府

大阪市

堺　市

東大阪市

高槻市

豊中市

枚方市

八尾市

寝屋川市

吹田市

は　じ　め　に

この冊子では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下｢法｣という｡) において規定された有害使用済機器について説明します。

内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（使用済電気電子機器等）が、製品としての再使用が行われず、破砕等され、雑多なものと混ぜられた金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）などの形で、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があります。

　そのため法では、有価物であっても有害物質による生活環境の保全上の支障を生じさせる可能性がある機器を「有害使用済機器」として定め、これらを保管・処分する事業者に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

　本冊子によって事業者の皆様方が法に基づく有害使用済機器に対する規制についてご理解を深めていただき、環境保全対策にご協力くださるようお願いします。

目　　次

1. 届出が必要な機器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 届出除外対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

（１）有害使用済機器の保管基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

（２）有害使用済機器の保管について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（３）有害使用済機器の処分基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

（４）有害使用済機器の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

（５）維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

（６）罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

1. 届出の種類と提出時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
2. 届出書の作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

６．届出書のチェックリストと様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

７．問い合わせ　届出書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

１．届出が必要な機器

　有害使用済機器として保管・処分を行うにはあらかじめ届出（内容、時期などの詳細はP32以降をご覧ください。）が必要です。規制基準が適用される機器は、表１に示す機器であって、使用を終了し、収集されたものが該当します。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第16条の２）

表　１　有害使用済機器の該当品目（平成30年4月1日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 施行令号番号 | 品　　目 |
| 一 | ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） |
| 二 | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |
| 三 | 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |
| 四 | テレビジョン受信機のうち、次に掲げるものイ　プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）ロ　ブラウン管式のもの |
| 五 | 電動ミシン |
| 六 | 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 |
| 七 | 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 |
| 八 | ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 |
| 九 | 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 |
| 十 | フィルムカメラ |
| 十一 | 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具 |
| 十二 | ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。） |
| 十三 | 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。） |
| 十四 | 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。） |
| 十五 | 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 |
| 十六 | ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 |
| 十七 | 電気マッサージ器 |
| 十八 | ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 |
| 十九 | 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 |
| 二十 | 蛍光灯器具その他の電気照明器具 |
| 二十一 | 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 |
| 二十二 | 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具 |
| 二十三 | ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。） |
| 二十四 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具 |
| 二十五 | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 |
| 二十六 | パーソナルコンピュータ |
| 二十七 | プリンターその他の印刷用電気機械器具 |
| 二十八 | ディスプレイその他の表示用電気機械器具 |
| 二十九 | 電子書籍端末 |
| 三十 | 電子時計及び電気時計 |
| 三十一 | 電子楽器及び電気楽器 |
| 三十二 | ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 |

※一般消費者が通常生活で使用する機器及びこれと同様の構造を有する業務用の機器に限り、またその附属品を含みます。

なお、中古品や修理して再度使用する機器など再びその機器本来の用途で使用される機器、いわゆるリユース品は、有害使用済機器に該当しません。

また、有害使用済機器を解体し、取り出された部品や原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しません。一方、変形、破損した物であっても、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器に該当します。

さらに、価値を有さず「廃棄物」に該当するものは対象となりません。なお、他者の廃棄物を取扱う場合は廃棄物の許可等が必要になります。



有価物←　→廃棄物

図１　廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図

その機器本来の用途で使用できる機器に該当するか、また、価値を有さず廃棄物に該当するかは、取扱う方の申出だけでなく客観的な物の性状や取扱い形態等により、該当するかを総合的に判断することになりますので、ご留意ください。



政令＝施行令

図２　有害使用済機器の判別

２．届出除外対象者

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者として、以下の方は届出対象者から除外されており、届出は不要です。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第13条の２）

　法の許可等及び特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定等を受けた者（当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合に限る）

・表2に示す許可等の業者が該当します。

表 2　法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可等を受けた者で、有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者（規則第13条の２第１項第１号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者（※） | 届出不要となる処理 |
| 保管 | 処分 |
| 一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）（法第七条第一項） | 届出不要 |  |
| 一般廃棄物処分業者（法第七条第六項） | 届出不要 | 届出不要 |
| 一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）（法第九条の八第一項） | 届出不要 |  |
| 一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）（法第九条の八第一項の認定） | 届出不要 | 届出不要 |
| 一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）（法第九条の九第一項） | 届出不要 |  |
| 一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）（法第九条の九第一項） | 届出不要 | 届出不要 |
| 産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）（法第十四条第一項） | 届出不要 |  |
| 産業廃棄物処分業者（法第十四条第六項の許可） | 届出不要 | 届出不要 |
| 産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）（法第十五条の四の二第一項） | 届出不要 |  |
| 産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）（法第十五条の四の二第一項） | 届出不要 | 届出不要 |
| 産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）（法第十五条の四の三第一項） | 届出不要 |  |
| 産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）（法第十五条の四の三第一項） | 届出不要 | 届出不要 |
| 市町村等の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）（規則第二条第一号） | 届出不要 |  |
| 再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）（規則第二条第二号） | 届出不要 |  |
| 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）（規則第二条第四号） | 届出不要 |  |
| 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者（規則第二条の三第一号） | 届出不要 | 届出不要 |
| 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（規則第二条の三第二号） | 届出不要 | 届出不要 |
| 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（規則第二条の三第四号） | 届出不要 | 届出不要 |
| 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）（規則第九条第二号） | 届出不要 |  |
| 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（規則第九条第四号） | 届出不要 |  |
| 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの（規則第十条の三第二号の指定） | 届出不要 | 届出不要 |
| 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（規則第十条の三第四号） | 届出不要 | 届出不要 |
| 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等 | 届出不要 | 届出不要 |
| 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。） | 届出不要 |  |
| 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。） | 届出不要 | 届出不要 |
| 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 | 届出不要 | 届出不要 |
| 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。） | 届出不要 |  |
| 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。） | 届出不要 | 届出不要 |
| 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。） | 届出不要 |  |
| 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。） | 届出不要 | 届出不要 |
| 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。） | 届出不要 |  |
| 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。） | 届出不要 | 届出不要 |

※ 表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等（許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。）を業として行う場合に限る。

※ 市町村等の委託については、有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る委託（ただし、当該委託期間に限る。）。

※ 表中の処分には再生を含む。

　行政機関（規則第13条の２第１項第２～４号）

・市町村、都道府県、国

　有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（規則第13条の２第１項第５号）

・有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあっては、各事業場）の敷地面積が100m2を超えないものを設置する場合

　有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者（規則第13条の２第１項第６号）

・不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等が該当します。

【製造業者等】

•自ら製造した製品の工程不良品やリコール品、保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等

•型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等

【販売業者等】

•店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等

•カー用品等の購入・取付時に、本業に付随して旧機器を回収し処分のため一時保管するカー用品店

•リース・レンタル終了後の、本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

【機器の回収を伴うその他の業】

• 機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業

　 者

• 携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社

• 機器について、本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店